

1 社随意契約する理由

件名	特下山修第1号 八幡浄化センター高圧受配電設備修繕
1 社随意契約する理由	村上市財務規則第133条第3項第2号の規定による。 (性質) 当該設備の製造設置業者であり、設置以来下記業者にて修繕等をすべて行っており、他の業者では修繕することが出来ないため、1社随意契約を行うものです。
随意契約の相手方	住 所 新潟市中央区万代三丁目1番1号 業者名 東芝インフラシステムズ株式会社 新潟支店 代表者 総括責任者 長竹 輝和